

議第 1 7 号

令和 7 年度高島市下水道事業会計予算案

(総則)

第 1 条 令和 7 年度高島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口		3 6 , 9 9 0 人
(2) 年間総排水量		5 , 3 2 4 , 0 0 0 m ³
(3) 1 日平均排水量		1 4 , 5 8 6 m ³
(4) 主要な建設改良事業	下水道建設事業	1 1 8 , 9 8 5 千円
	流域下水道建設事業に係る市町負担金	3 0 5 , 2 9 3 千円

(収益的収入および支出)

第 3 条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益			2 , 6 1 7 , 4 4 6 千円
第 1 項 営業収益			9 2 6 , 7 5 4 千円
第 2 項 営業外収益			1 , 6 9 0 , 6 9 1 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用			2 , 6 1 7 , 4 4 6 千円
第 1 項 営業費用			2 , 3 9 5 , 8 5 6 千円
第 2 項 営業外費用			2 1 5 , 5 9 0 千円
第 3 項 特別損失			4 , 0 0 0 千円
第 4 項 予備費			2 , 0 0 0 千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額707,678千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額33,989千円、過年度分損益勘定留保資金141,059千円および当年度分損益勘定留保資金532,630千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,047,135千円
第1項 企業債	370,200千円
第2項 出資金	632,445千円
第3項 補助金	36,500千円
第4項 負担金	7,990千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,754,813千円
第1項 建設改良費	426,247千円
第2項 企業債償還金	1,328,566千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	303,900千円	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金および地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	20,400千円	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金および地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる
特定環境保全公共下水道事業	45,900千円	同上	同上	同上

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 59,708千円

令和7年2月27日

高島市長 今 城 克 啓